

草加市教育委員会会議録

令和2年第3回臨時会

令和2年草加市教育委員会第3回臨時会

令和2年4月9日(木)午後3時から

教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

○議 題

- 第14号報告 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る草加市立小中学校の臨時休業に係る専決処理の報告について
- 第15号報告 入学式の延期及び登校日等の中止に係る専決処理の報告について
- 第16号報告 草加市立小中学校の臨時休業の延長に係る専決処理の報告について

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	福 島 博 行
学 務 課 長	菅 野 光 三
指 導 課 長	山 村 一 晃
教育支援室長	坂 本 拓 也
子ども教育連携推進室長	春 日 和 久
生涯学習課長	板 橋 克 之
中央公民館長	上 野 恭 正

中央図書館長 長 澤 富美子

○事務局

名 倉 毅

山 岸 亮

○傍聴人 0人

午後 3 時 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、令和 2 年教育委員会第 3 回臨時会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から、前回会議録の朗読をお願いいたします。

————— 前回会議録の朗読 —————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、報告が 3 件となっております。

なお、委員さんの中で、報告以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 1 4 号報告 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る草加市立小中学校の臨時休業に係る専決処理の報告について

◎第 1 5 号報告 入学式の延期及び登校日等の中止に係る専決処理の報告について

◎第 1 6 号報告 草加市立小中学校の臨時休業の延長に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 本日提出いたしました 3 件の報告は、ともに関連しておりますので、一括して審議を行いたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第14号報告、第15号報告及び第16号報告につきましては、一括審議とさせていただきます。教育総務部長より提案説明をさせていただきます。

○教育総務部長 最初に本日、議案書とともにお配りしました資料について、ご説明をさせていただきます。まず、資料1でございますが、「新型コロナウイルス感染症対策について」という題名が付いております。こちらについては、これから各担当がご説明をさせていただく内容を整理したものでございます。

次に、資料2でございます。「埼玉県における緊急事態措置の実施について」、こちらは政府による緊急事態宣言の発令を受けまして、県が実施する緊急事態措置の内容に関する資料でございます。1ページの3、県教育委員会に対して県内の小中学校については、この方針を踏まえて適切な措置を講ずるようお願いしますと記されております。

次に、資料3でございます。こちらは、市教育委員会から学校宛ての通知となりますが、1枚めくっていただきますと、県教育委員会から市教育委員会教育長宛ての通知ということで、市立小中学校等の臨時休業の要請についてでございます。市教育委員会への具体的な要請の内容が記されております。

続きまして、資料4、こちらは、まず3月30日付けで草加市の新型コロナウイルス対策本部で決定した内容で、4月以降の施設利用等に対する対応の見直しでございます。そして、資料5ですが、同じく市の対策本部で昨日決定したもので、施設利用再開日等の見直しについての内容でございます。

最後に、参考資料といたしまして、草加市における新型コロナウイルス感染症対策の取組について、教育委員会の取組の経過を整理いたしました。

それでは、第13号報告から第15号報告までの専決処理の報告について、ご説明申し上げます。これらの案件は、本来ならば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認めまして、第14号報告、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る草加市立小中学校の臨時休業に係る専決処理の報告については、令和2年4月3日付けで、次に第15号報告、入学式の延期及び登校日等の中止に係る専決処理の報告については、令和2年4月6日付けで、次に第16号報告、草加市立小中学校の臨時休業の延長に係る専決処理の報告については、令和2年4月8日付けで、それぞれ専決処理をさせていただきましたので、これらを報告するものでございます。

内容につきましては、3件の専決処理の内容については、学務課長からご説明をさせていただき、また、その後続けて、市の新型コロナウイルス対策本部会議において決定した事項に基

づき、社会教育施設の利用の制限等の見直しを行いましたので、その内容について、生涯学習課長と中央図書館長からそれぞれ報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 初めに、第14号報告についてでございます。資料1を併せてご覧ください。令和2年4月3日付け草教学第43号で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月8日から12日までを臨時休業といたしました。入学式につきましては、その時点で最小規模で実施する予定でございました。3月26日付けの通知のとおり、具体的には小中学校ともに参加者を限定し、新入学児童生徒及びその保護者1人、また、教職員のみとしました。その他については、会場には入れませんが、校庭で待機しても構わないということを付け加えました。そのほか、椅子の間隔を空け、密集させないこと、会場をこまめに換気し、密閉しないこと、アルコール消毒液の設置等ございました。

登校日につきましては、新1年生以外の学年について、4月8日に設定し、児童生徒の健康状況や在籍学級、担任教諭等の確認、また教科書や学習課題等を配布することとしておりました。

入学式と登校日については、児童生徒、保護者ともに、登校前の検温で発熱や風邪の症状があった場合は登校しないこと、そのほか、参加させることに不安がある場合も出席停止との扱いとし、欠席にはならないことを保護者に周知いたしました。その際は、学校と連絡をとり、在籍学級を確認していただくこと、また、教科書等の配布物の受領方法を確認することといたしました。

校庭使用につきましては、その学校に在籍する児童生徒のみ、決められた時間で使用できることといたしました。

児童生徒の受入れについては、4月9日、10日の2日間の児童生徒の受入れを、3月の臨時休業と同様に、小学校及び特別支援学級の児童生徒を対象とし、時間を8時30分から15時30分までとし、保護者が送迎を行うこと、お弁当を持参させることといたしました。

連絡体制については、教育長名の文書を教育委員会のホームページに掲載するとともに、各学校の緊急配信メールで保護者へ通知いたしました。また、各学校のホームページにも掲載し、緊急配信メールの登録ができていない保護者につきましては、電話で連絡をとるよう指示いたしました。さらに、地域の方々に対して学校から町会長を含めご連絡をいただくような形をとりました。

次に、第15号報告、入学式の延期及び登校日等の中止につきましては、4月4日、5日の

週末に、草加市内でも新たに4人の感染者が報告され、隣接する東京都で1日100人を超える感染者があり、埼玉県内でも増加傾向が見られました。そのため、翌日の7日にも、国から非常事態宣言が発出される見込みの報道もあり、7日に準備登校を計画している学校もあることから、早急に今後の対応を小中学校に周知する必要が生じました。

また、6日の月曜日の段階で市長へのeメールが約50件、学務課等への問合せの電話が約20件ございました。ほとんどが、このような状況で入学式や登校日を実施するのかと心配する保護者等からのご意見でございました。

以上のことを踏まえまして、8日の入学式を延期し、登校日中止の通知を発出しました。13日以降の対応については、決定次第連絡することといたしました。

次に、第16号報告でございます。資料2をご覧ください。「埼玉県における緊急事態措置の実施について」、1ページの3に、県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ適切な措置を講じるようお願いいたしますとあります。

また、3ページ、4月7日付けで教育局から出されました「県立学校の休業期間の延長について」の6、市町村教育委員会への要請に、各市町村教育委員会に対し、市町村立幼稚園、小学校、中学校等について、5月6日まで休業するよう要請するとございました。

さらに、資料3をご覧ください。4月7日付けの埼玉県教育委員会教育長から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立幼稚園、小中学校等の臨時休業の要請について、5月6日まで臨時休業とする要請がございました。

資料1の3を併せてご覧ください。こちらに、4月8日付けのものがございます。臨時休業の期間を4月13日から5月6日までとし、(2)の教科書等配布日を設定し、4月8日の登校日に行う予定の教科書配布、学習課題等の配布を、4月15日から17日の3日間で行うことといたしました。

こちらは、緊急事態宣言が出されてから1週間の期間をとり、更に3日間としましたのは、学年や学級を分散させた、いわゆる三つの密の状態にならないよう、学校に指示を出したところでございます。詳細は、学校の施設や児童生徒数に応じて、学校から保護者へお知らせするようにいたしました。来校するのは、小学校では保護者が、中学校は生徒又は保護者といたしました。

教育相談については、登校日を設定しないため、児童生徒や保護者が生活や学習等の相談があれば、適切に対応することといたしました。状況により、必要に応じて登校日を設定する場合もあることといたしました。こちらについては、教育委員会にも連絡をしていただきまして、

必要に応じて行う場合には配慮することとしてあります。

また、児童生徒の受入れについては、3月の休業期間と同様に、子どもが一人で過ごすことができない場合のみ受け入れることといたしました。児童クラブの受入れ体制が整っていないところは、児童クラブに在籍している児童を受け入れることといたしました。昨日、8日は小学校で31人、中学校では0でございました。本日は、小学校で59人、中学校では4人となっております。

入学式につきましては、臨時休業期間終了後に設定し、詳細は別途通知するというので、今後の情勢を見ながら、また別途通知することといたしました。

連絡体制につきましては、特に小中学校ともに新1年生の配信メールの登録をお願いし、連絡体制を確認することとしてあります。また、ホームページでの情報を掲載することを依頼し、今まで以上にホームページの充実を図るよう、併せて指導を行いました。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 生涯学習課長。

○説明員 それでは、新型コロナウイルス感染症対策のうち、生涯学習課関連施設につきまして、ご説明いたします。初めに、資料1の3ページ、併せて資料4もお願いいたします。施設利用休止についてですが、3月30日に開催されました草加市新型コロナウイルス対策本部におきまして、「4月以降の施設利用等に関する対応の見直し」の中で、屋外・屋内施設について、4月30日までの利用を休止するとの方針が示されたことから、公民館・文化センター等の4月30日までの利用休止、及び休館中の対応業務について決定し、市のホームページでお知らせをいたしました。

対応業務としましては、公民館・文化センターは、窓口業務、図書館業務、市民課連絡所業務、歴史民俗資料館につきましては、窓口業務のみを行うことなどとしております。

次に、資料5になります。4月8日開催の対策本部におきまして、「施設利用再開時等の見直し」の中で、施設の利用休止期間を5月6日まで延長するとの方針が示されたことから、公民館・文化センターなどの5月6日までの利用休止を決定し、市のホームページでお知らせをいたしました。

続きまして、中止又は延期とする集会・イベント等でございますが、3月30日開催の対策本部におきまして、4月30日までの市が主催する集会、イベントについて、休止又は延期するとの方針が示されました。これを受けて、資料のとおり合計60事業のうち、49事業の休止と、11事業の延期を決定し、市のホームページでお知らせをいたしました。

次に、4月8日開催の対策本部におきまして、5月6日までのイベント等について、休止又は延期するとの方針が示されました。これを受けて、先ほどの60事業に加えまして、新たに8事業の中止と6事業の延期を決定し、今後、市のホームページでお知らせする予定でございます。なお、生涯学習課で所管しておりますそうか市民大学につきましては、今年度の前期講座、5講座を開催する予定でございましたが、そのうち、5月に開催予定の3講座につきまして、年度後半の後期講座として実施することといたしました。

また、子ども大学そうかにつきましては、例年7月から11月まで開催しておりますが、共催する獨協大学と協議しまして、今年度は10月から12月に開催することとしております。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 中央図書館長。

○説明員 続きまして、中央図書館の対応についてご報告いたします。初めに、3月30日の対策本部会議で決定した、4月以降の施設利用等に関する対応の見直しを受けまして、4月30日までの図書館の対応を決定し、関係者と調整の上、利用者へホームページ等で周知を行いました。

内容といたしましては、4月30日までのイベントの中止及び3月4日より継続しております図書館サービスの一部利用休止でございます。利用できるサービスといたしましては、予約を受けた資料の貸出しと、貸出し資料の返却でございますが、中央図書館臨時窓口と、公民館・文化センターで継続して行うことといたしました。また、4月30日までのサービスコーナー、地域開放型図書室を利用休止といたしました。

次にイ、4月1日水曜日から5月31日日曜日までの間、中央図書館は空調設備等改修工事に伴い、臨時休館としております。期間中は、6公民館・文化センターのみで窓口サービスを実施しております。中央図書館の職員は、予約を受けた資料の準備と連絡、配送などを行っており、6公民館・文化センターにも中央図書館の職員を配置しております。

次に、4月9日木曜日に緊急事態宣言を受け、4月8日水曜日に対策本部で決定いたしました施設利用再開日等の見直しに基づきまして、5月6日、水曜日までの対応を決定し、関係者と調整の上、利用者へホームページ等で周知を行いました。内容といたしましては、図書館サービスについては、窓口で、三つの密を避けるために、4月13日から5月6日までの間、資料の予約受付を休止しまして、4月12日までに予約を受け付けた資料の貸出しと、貸出資料の返却のみを公民館・文化センターの窓口で行います。なお、返却のみの場合は、中央図書館ブックポストでも取り扱うことができます。このほか、外出せずに読書を楽しんでいただける

よう、電子図書館サービスの利用を案内していきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 生涯学習課関連の事業のことですが、中止と延期という事業があつて、中止か延期かというのは、どのように決めているのでしょうか。

○高木宏幸教育長 生涯学習課長。

○説明員 延期につきましては、主に公民館等の利用者懇談会や、あるいは人権講座等、講師の方と調整ができたもの等について、改めて日程が調整できたものについては延期とさせていただいております。そのほかのイベント、講座等については原則中止ということで、判断させていただいております。

○宇田川久美子委員 延期の日程が決まったということですか。

○説明員 ほとんどが、現在、開催時期を調整しているところです。例えば、利用者会議については、現在は実施できませんので、時期をずらして開催することにはなっておりますが、詳細な日程までは決まっております。

○宇田川久美子委員 日程は決まっていないが、実施しようという合意がとれているということですね。

○説明員 はい、そのとおりでございます。

○加藤由美委員 新学期になってクラス替え等があつたと思うのですが、そのようなお知らせは、どのようにされているのでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 クラス替えにつきましては、4月15日から17日の教科書配布等の際に、学校からのお手紙という形でお知らせすることになっております。

○宇田川久美子委員 教科書配布についてですが、小学校は保護者の方にとということで、これは現実的に保護者の方全員が対応できるのでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 連絡を取り合ひまして、4月15日から17日の間に取りに来ていただきたいというお話をしますが、場合によっては、この日以外に取りに来る場合もございますし、届けてくれということがもしあれば、学校によっては、家まで届ける場合もあるかもしれません。このことについては、学校に任せていますが、ご家庭と連絡をとってくださいということでお話を

しております。

○村田悦一教育長職務代理者 4月3日に臨時の委員協議会が開催されて、そこで8日の入学式、あるいは登校日、13日からの授業開始などの話があって、その後、緊急事態宣言が出て、臨時会を開催することになり、その間、事務局の皆さん、本当に大変であったかと思います。

昨日9時からのNHKニュースを見ていましたら、専門委員会の代表の方が、我々の覚悟が一番大事だと話していました。それぞれの立場の人が、どのような覚悟を持ってこのウイルスと戦うのか、私も感じるどころがあって、自分なりの覚悟とは一体何だろうと考えました。私は、そういう意味で、改めて令和2年度草加市教育委員会教育方針を読みました。最初の3行は、公教育について書かれています。我々が草加市の小中学校、あるいは今、幼保小中を一貫したという形の中での、公教育の責任ということだと思えます。

その次に、笑顔かがやく草加の教育に向け、一人ひとりを大切にしたい信頼される学校教育を推進するということが最初に書かれて、最後に、今回新しく入りました、やさしさがあふれるまち草加の実現に向けてと、市としての思いも入っています。改めて休業になってしまいますが、その間、具体的には一人ひとりを大切にしたい信頼される学校教育というのは、何をしていたかなくてはいけないのかと考える必要があると思えます。

教育委員会の事務局、それぞれの指導主事を含めて、そのような立場の人にはどのような覚悟を持ってこの課題に向き合っていくか、そういう覚悟は、各学校、校長先生をはじめ先生方一人ひとりが持っていなければ、ただ、教育委員会から指示が来た、国から通知が出たということだけで終わってしまうと思えます。私は、もう一度、令和2年度の草加の教育を本当にどうしていくかということを考えなければいけないと思えます。

そういう意味では、指導の基というすばらしいものができました。これは4月1日から3月31日のものが、実際には5月7日から3月31日ということになると思えますが、この中でも、できるどころ、できないところが出てくると思えます。そうなったときに、どのように対応していくのかを考えなければなりません。

少し自分の考えをお話しさせていただきたいのですが、以前、教育長が縦軸、横軸と言ったことをいつも心に考えて学校現場を見えています。いわゆる幼保小中一貫した縦、それから、4月から始まるコミュニティ・スクール、学校・家庭・地域の連携が横、ということ考えた時に、32校で学校運営協議会を開催したところが、何校ありますか。あるいは、これからの開催予定は担当課で聞いていますか。

私は今こそ学校運営協議会を開いて、校長が新しくなった方の挨拶も含めて、今こういう状

況だというメッセージを発していくこと、あるいは、委員の方から、その地域の様子を生の声で聞いて、それを学校で聞いて、あるいは教育委員会に上げてくるといったことが必要だと思います。学校運営協議会第1回は5月以降でと、もし考えていたら、横軸としての学校・家庭・地域の連携ということを見ると、少し残念です。4校については2年目ですから、ある程度できますが、新しく始まる学校については、このような状況の中でこそ、開催することに意味があると思います。

もう一つは、縦軸でいけば、小学校だと通学班がありますから、大体5人から10人ぐらいだと思うのですが、通学班の5人から10人ぐらいが集まって勉強して、お兄さんが教えていく、その場所が学校なのか、公民館なのか、どこかの家なのか分かりませんが、そういう形の中で、地域や家庭の人たちが子どもたちを見て、一緒に学び合う、もちろん、3密に気を付けなくてはいけません、そういったことが大事だと思います。

もう一つ、中学校区は1中2小ですが、その2小は家庭学習について相談していますか。例えば、相談していれば、それぞれで作ったものをお互いでやれば、倍のものができると思います。あるいは、中学校1校ですから、11の中学校区があり、これから休校が5月からもっと延びるかもしれないことを考えると、中学校区での連携も含めて、子どもの学習について取り組んでいかないといけないと思います。

教育委員会として、このような形で信頼される学校教育を今進めるようにしていると、こういう状況の中だからこそ取り組もうとしている、そんなことがあれば、お聞きしたいと思います。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 現在、学校運営協議会については3校から報告を受けておりますが、今の段階で学校運営協議会を開くようお願いするのは、学校運営協議会の委員の高齢化、参加の意思等を考えると、厳しい状況ではあります。

ですので、私たちが申し上げているのは、第1回は学校の経営方針を示すということなので、郵送やポスティングなどで、まず資料をお渡しいただいて、本当は協議会を開催できればいいのですが、このような状況ですので、学校と委員で連絡をとりながら、第1段階については工夫をして、先ほど申し上げたように、5月以降に集まる場があってもいいと考えています。

また、通学班や子どもたちが集まって勉強するということについては、現在、保護者からの話を聞く限りでは、自分の家から出ること自体を拒んでいる、あるいは保護者の方が不安になっているので、そこで集団を形成するのはかなり厳しい状況だと考えております。

また、学校間で小中の連携を図るにしても、今、学校の中で接触を避けるため分散させようという考え方もございますので、そこについても、横でつながるといところは、今後の状況が改善し、感染が拡大しないというある程度の見込みが出たところで、新たに考えていかなければいけないことと考えているところでございます。今の段階では、保護者、教員の理解も、地域の方の理解も厳しい状況だと考えております。

○高木宏幸教育長 指導課長。

○説明員 学習の保障につきましては、まず未履修部分、未指導部分につきましては、既に各学校の様子を実態把握しております。それを踏まえまして今考えておりますのは、今後の4月に本来行うべき内容も含めて、市の教育課程の委員会がございまして、今年度の時数と、教育課程を絡めながら、教育課程を工夫して、実際にシミュレーションをしていながら、具体的な形で進めていきたいと考えております。

○高木宏幸教育長 指導課長、この「臨時休業の対応について」という別紙の中で、家庭学習等についての記載がありますが、簡単に説明してもらえますか。

○説明員 文部科学省から、令和2年3月23日付けの通知の中にありますように、まず、一つ目として、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課するということ、二つ目は、教科書を併用できる適切な教材を提示することが重要であるということが示されております。この視点に基づきまして、主に新しい教育課程の予習という視点で、家庭学習の例示をここに示しました。

また、教科によっては、前年度の教科書の問題を使いながら課題を設定する、市の学力・学習状況調査のシート、それからコバトン問題集、算数スイスイ、そういったものを利用して、繰り返し問題を解くというような学習をぜひ取り入れていただきたいということを、学校に依頼しております。

また、シートやコバトン問題集等の収められているホルダー等の紹介もしてあります。このような形で学校に依頼をしているところでございます。

○高木宏幸教育長 子ども教育連携推進室長。

○説明員 幼保小の連携の部分に関しましては、これまでの幼保小中を一貫した教育の取組を踏まえまして、既に小学校の先生方には、幼児教育の経験を踏まえて新1年生に課題を出そうという機運が高まっております。

こうしたことを踏まえまして、各学校で配布できるような、新1年生向けの課題のシートを当室で取りまとめております。これを各小学校で参考にしながら、既に各幼稚園、保育園と連

絡をとり合っている小学校もございますので、各小学校の新1年生の実態に応じて書き直し、必要に応じて配布をするという流れで、家庭学習の支援をしているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 細かいところで、教科書配布が15日から17日ということですが、教科書はいつまでに保護者に渡さなくてはいけないという日にちが決まっていると思うのですが、それは大丈夫ですか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 本来は15日ですが、今回はこのような状況ですので、無理に早めて13日からという考えもございましたが、週末明けての13日からというのは、いろいろな面で不安もございましたので、15日からの切り替えました。

○村田悦一教育長職務代理者 実際に5月7日から始まれば良いのですが、学校は年間の行事をもう一回見直していただければと思います。例えば、運動会はもう実施できないと思いますが、秋にやるかどうか、相撲大会や自然教室など、また学校行事ではなくても市内陸上競技大会など、学校が参加しているようなところも含めてお願いします。

昨日のニュースでは、青森のねぶた祭が中止ということでした。学校の行事については、なるべく早く学校にそれをお知らせして、それを受けて学校がその中で考えていくことが必要だと思います。子どもたちは勉強だけではなくて、特別活動やいろいろな行事を通して育っていく、学んでいくものだと思いますのでよろしくお願いします。ただ、こういう状況ですから、今年度に限っては実施できないものもあると思います。そういう意味では、現時点で何か教育委員会として、これはもう実施しない、あるいは検討しているということがあれば、教えてください。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 現在、確定はしておりませんが、運動会につきましては、5月7日に再開できたとしても、子どもたちのこれまでの体力等を考えれば難しいだろうということは、校長先生方にはお伝えしているところでございます。また、自然教室等につきましては、中学校は6月に始まっていましたが、時期を少しずらしながら、取り組んでいきたいと考えています。

相撲大会につきましては、青少年相撲振興会と相談しながらというところ、市内陸上競技大会は市の小体連と相談しながら詰めていくことを考えているところでございます。

○高木宏幸教育長 この休業がどれだけ続くかは先が見えないところではありますが、令和2年度を見通して、どれだけ授業時数がとれるのか、授業時数が足りなければ、どうやって授業時数を生み出すのか、それでも限界があると思いますから、どのように精選していくのかが必

要だと思っています。これは、しっかりと先が見えるような形で検討していかなくてはならないと思っています。同時に、削減すればいいということではなく、もちろん学習は大事です。それとともに、特別活動に当たる、子どもたちが協力をして何かを作る、何かをみんなで感じ取る、そういう場面は、非常に学力にもつながる、学習意欲にもつながる部分だと思うので、どうやってそれを確保しながら、学習の時間を確保していくかは、常に見通しを持ちながら取り組む必要があります。

学校も見通しがないと計画を立てられません。ただ、新型コロナウイルスは本当に見えないものとの戦いではあるので、どこで収束するのか分かりません。とにかく、先日の校長会議でも申し上げたのは、我々の一番の判断は、教育方針にあるように、子どもたち一人ひとりを大切に育てる教育、かけがえのない存在として捉える教育、そこにまず原点を置いて、全ての判断はそこで判断するというところで、校長会と、教育委員会と、一致協力して、この事態を乗り越えようというような話はさせていただきました。いろいろ課題がありますが、知恵を絞りながら、校長先生、教職員の皆さんとも協力をしながら対応をしていくしかないと思っています。

○小澤尚久委員 運動会についてですが、最近、運動会は小学校、中学校、全部一律でそろった日程で実施しています。今後も、例えば、秋に実施するとしたら、一斉に秋にしましょうと、足並みをそろえた取組になっていくもののでしょうか。まだ現時点の方向性として結構ですので、教えてください。

また、草加市の近くの市の取組についてですが、草加市は連休までお休みとしました。ある程度足並みをそろえて埼玉県全体が取り組んでいくことだと思うのですが、実際に今のところの情報として足並みはそろっているもののでしょうか。それとも、市によって独自の取組をしているところもあるのでしょうか。分かる範囲で結構ですが、教えてください。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 運動会につきましては、今後、小学校・中学校校長会と相談しながらということになります。運動会は、主たる学校行事ですので、校長先生が判断していくものですが、そろえていくのかということにつきましては、校長会で連絡を密にして、決めていく形になると考えているところでございます。

○高木宏幸教育長 近隣の状況は、この休業に関する情報ですが、新聞報道、その他、情報の中では、まず県の要請に基づいて、ほとんどの自治体が5月6日まで休業となっています。一部は、5月6日は水曜日なので、木、金も入れて最長で5月10日までという市も、ほんの

一部ありますが、5月6日という市がほとんどです。

違いがあるとすれば、登校日を1週間に1回設ける、あるいは全く設けないというような、登校日の設定については市によって若干違いがあります。

本市の場合、緊急事態宣言がなされている中で、登校日を設けることについてはどうなのかということで、登校日は設けておりませんが、一方では、学習の遅れは大丈夫なのかという声もあります。ですから、機会的に週に1回設けるということではなく、状況を見て、登校日を設けていきたいと考えています。もちろん、ある一定の日をおいてアナウンスをしていかななくてはいけないと思っています。

学習の遅れの心配はありますが、この緊急事態宣言の中で、登校日を設けることは、県も必要最小限と言っていますので、そこは私たちも見極めながら考えていく必要があるというのが、事務局としての基本的な考え方です。

○宇田川久美子委員 この緊急事態宣言が出てからは、私も講演などに行くのは、相手が希望してもやめているのですが、そこで私が行っているのが、ZOOMという機能を使って、セミナーをすることです。各家庭でのハードルはすごく高いと思いますが、例えば登校日や集合ではなくて、何月何日、先生からZOOMがありますとあって、画面上で先生が、熱がないか、元気かといった話ができれば、それがクラスでできれば、お互いに安心だと思います。

例えば、ZOOM授業みたいなことなど、ZOOMはパソコンに落とせば、無料で利用できるアプリです。時間が長かったりとか、集合人数が多かったりすると、ホストになる側は課金されることがありますが、見る側は無料で見られるものです。できる人、できない人となってしまうと、またそこが問題にはなってしまいますが、これは集合しなくてもいいので、私は教育委員会も、できればZOOMで開催してくれればいいと思っています。そうすれば、資料等は全部、画面で共有して資料を見ることができます。全家庭でとなると、うまくいかないこともあるかもしれませんが、どこまでこの状況が続くか分かりません。

5月6日まで待っていて、先があるなら、登校日も設けなくて家にいましょうということも正解だと思うのですが、休校がもっと伸びることを考えると、インターネットを使った授業を学校が行うなど、そういう学習をクリアすることにもつながると考えると、まずは、大人の皆さんが、皆さんの中には私も含めて、それについていかなければなりません。そんなことも考えていくと、1日2時間は先生と勉強する時間と、普通の授業みたいな形がとれると、学習の遅れは無くなると思えました。現実的には難しいのかもしれませんが、検討してみると良いと思います。

○高木宏幸教育長 なかなか難しいと思うのですが、ただ、そういうことも考えていく必要があります。あるいは、少なくとも双方向ということができなくても、今の環境の中で、ホームページなどを使いながら、学校の様子や先生方の思い、メッセージなどを発するなど、情報提供が必要だと思っています。

○宇田川久美子委員 この状況は、どこまで続くか分かりません。もちろん、終わってくれたらいいのですが、集合しないで対応できるようにしていかないと、私も含めて、そこで対応できるか、できないかが大きな違いになっていくというのは、とても感じます。

○川井かすみ委員 家庭学習についてですが、臨時休業中の対応についてということで、これはこれからの内容にはなるのかと思いますが、例えば今の時点で1組は課題がないのに、2組は課題があるといったように、同じ学校、同じ学年なのに、家庭学習、課題について、現在差があるということはあるのでしょうか。

○高木宏幸教育長 河野副部長。

○説明員 学校には、このような家庭学習をお願いしますということを伝えていまして、担任の先生が決めることではなくて、学校全体で共通理解を図って、学年で家庭学習を出しておりますので、クラスによって差が出るというのは、あり得ないことです。

○加藤由美委員 ここに1年生向けとあるのは、1年生に向けてそのままお渡しするものでしょうか。

○高木宏幸教育長 子ども教育連携推進室長。

○説明員 そちらにつきましては、新1年生を考えております。しかしながら、あくまで参考資料ということで、学校によっては既に小学校1年生向けの課題を用意している学校もございますので、そういったことを踏まえて、書き換えて、加除修正をした上で、必要であればお配りしてくださいということで、配布をしているものでございます。

○加藤由美委員 ここを見て、目標がないというか、やはり目標があると、そこに向かって達成感などもあると感じました。例えば、家の周りを散歩するというところで、何歩歩いたのか、図で何歩歩いたらどこまで行けるかなど、そんな図があれば、自分はここまで歩けたんだと分かります。

国語でも、「あ行が書けるようになった」など、小さな目標がなく漠然としていると、大人も対応に困るのということを少し感じましたので、どの学年もそうですが、目標ができるような課題にしていきたいと思います。

○説明員 その点につきましては、どのような形でお示しをするか検討したのですが、これま

でを通して、様々、保護者の方のお話を聞きますと、特に最初の子どもが小学校に上がられる保護者については、どこまでできなくてはいけないのか、非常に不安に感じている部分がございます。こちらも今回、こうしておくといいですよという表し方をしているのも、ここに出てきたときに、例えば目標を設定してしまうと、必ずできないといけないのではないかとということで、かえって不安が増してしまうという保護者もおります。そういったところを踏まえて、あくまで、現在、家庭の生活をしっかりと自立してできるということが、そのまま小学校につながっていくということで、安心感を持ってもらうということが一つ、大切な方針として編集をさせていただいたところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 この冊子は何かと思っで見ましたら、第三次教育振興基本計画、すてきなデザインで、スマイル、笑顔かがやくがここに示されています。やはり教育は1日、一月ではなくて、先の長い、そういう意味で幼保小中、15歳までということですので、是非、今ある困難を、全体の中でもう一度落とし込んで、今年できないことは来年、再来年ということで、すばらしい計画ができていますので、事務局には、大変ですが、力いっぱい取り組んでいただければと思います。

○加藤由美委員 一つ確認をさせていただきたいのですが、校庭開放は今までどおりで、学校に来た子どもたちは、何か、先生に来ましたと、伝えたりはするのでしょうか。

○高木宏幸教育長 学務課長。

○説明員 健康観察が必要ですが、来る場合には検温してきてくださいという話をしています。また、昨日、中学校の校長先生から出たのは、誰が来たか分からないということでした。新1年生の顔すらまだ見ていないということで、誰が来ているか分からないので、一応職員室に来て、検温しましたということと、名前を聞くという話は聞いております。ただ、学校も、ほかの学年であれば、どなたか学校の先生は残っていらっしゃるの、どのような遊びをしているか、どのような子が来ているのか、必ず学校では確認をさせていただいています。

○加藤由美委員 今、1年生も校庭を使って良いことになっています。1年生は、学校に来る場合は一人で来られるのでしょうか。

○説明員 新小学校1年生につきましては、多分来ないとは思いますが、低学年については、保護者と一緒に来ることになっています。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、三つの報告がございましたが、最初に、第14号報告につきまして、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第14号報告については、承認いたします。
続きまして、第15号報告につきましても、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第15号報告についても、承認いたします。
最後に、第16号報告につきましても、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第16号報告についても、承認いたします。

◎その他

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がありましたら、お願いいたします。

○教育総務部長 今お手元にございます指導の基と、第三次教育振興基本計画ができましたので、委員の皆様にご覧いただければと考えております。

○高木宏幸教育長 それでは、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 次回でございますが、第4回定例会を4月23日、木曜日、時間は午前9時から、教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後4時 閉会